

天使大学同窓会給付奨学金規程

(目的)

第1条 天使大学学部及び大学院に在学している学生に対し経済的支援を行い、もって天使大学における人材育成に寄与することを目的として、天使大学同窓会（以下「同窓会」という。）に給付奨学金制度を置く。奨学金は、授業料の一部として給付する。

(奨学金の運営管理)

第2条 同窓会は、天使大学同窓会奨学金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、本制度の管理運営に当たる。

2 運営委員会は、同窓会長、副会長2名、事業部理事1名をもって構成する。

(奨学金の原資)

第3条 天使大学同窓会給付奨学金（以下「本奨学金」という。）の原資は、同窓会「特別会計I（奨学金）」からなる。奨学金制度の運営のため、本会計から毎年度「特別会計I（奨学金）」へ資金を繰り入れる。

(奨学生の資格)

第4条 本奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 天使大学に在学する学部生、又は大学院生
- (2) 経済的困窮度が高いこと。
- (3) 成業の見込みがあること。
- (4) 品行方正であること。
- (5) 同窓会活動への意欲を有すること。

(採用数)

第5条 奨学生の採用数は、学部生6名、大学院生2名、計8名を上限とする。

(給付金額等)

第6条 給付金額は、1人当たり年額100,000円とする。

2 本奨学金は単年度の採用とし、在学中1回限りとする。

3 本奨学金は、他の奨学金と重複して出願することができる。ただし、天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金及び天使大学給付奨学金と重複して受給することはできない。

(出願及び選考)

第7条 本奨学金の給付を受けようとする者は、所定の書類を提出し、選考を受けなければならない。

2 出願しようとする者が成績不良を理由に留年した場合、当該年度の出願を認めない。

3 同窓会は、天使大学同窓会奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。選考委員会は奨学生を決定し、当該学生にその旨を通知する。

4 選考委員会は、同窓会長、副会長2名、事業部理事1名及びその他の理事1名をもって構成し、委員長は同窓会長を充てる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(奨学金の給付に関わる手続き等)

第8条 同窓会は奨学金給付に関わる手続き等を、天使大学に一任する。

(採用の取消)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、奨学生の採用を取り消すものとし、受給した本奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請等不正な方法により給付を受けた場合
- (2) 当該年度前期までに休学又は退学した場合
- (3) 当該年度前期中に休学願又は退学願を学長に提出した場合

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会にて発議し、理事会にて決定する。また、総会において報告する。

付帯事項

給付奨学金制度の事務管理は、同窓会事業部が担当する。

- 2 この規程の事務取扱要項は、必要に応じて別に定める。事務取扱要項の変更は、運営委員会にて決定し、理事会に報告する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、2023年9月9日から施行する。

天使大学同窓会給付奨学金規程・附則に関する改定内容

- ① 2023年9月9日施行内容
 - ・規定第4条（1）、『2年次以上』を廃止する